

令和6（2024）年度
第3回栃木県公共事業評価委員会
会議結果の概要

栃木県県土整備部技術管理課

令和6(2024)年度 第3回栃木県公共事業評価委員会
会議結果概要

- 1 日時 令和7(2025)年1月21日(火曜) 9:30~11:30
- 2 場所 栃木県庁 本館6階 大会議室1
- 3 出席者 有賀 一広(宇都宮大学農学部 教授)
大澤 和敏(宇都宮大学農学部 教授)
木村 由美子(栃木県女性団体連絡協議会 副会長)
山岡 暁(宇都宮大学 地域デザイン科学部教授)
山田 麻梨子(栃木県弁護士会 弁護士)
横山 稔(栃木県経済同友会 理事)

[敬称略・50音順]

4 議事案件

栃木県県土整備部所管事業の再評価について

(1) 道路事業

【個別審議案件】

- ア 一般国道408号 宇都宮市、高根沢町 宇都宮高根沢バイパス
イ 一般国道294号 真岡市 二宮拡幅
ウ 一般国道400号 大田原市 新富町

(2) 街路事業

【個別審議案件】

- ア 宇都宮都市計画道路3・2・101号大通り外1路線 宇都宮市
駒生工区、桜工区、駒生町Ⅰ工区、駒生町Ⅱ工区

(3) 河川事業

【個別審議案件】

- ア 一級河川 杣井木川 小山市

栃木県農政部所管事業の事後評価について

(4)

【報告案件】

- ア 県営農地整備事業 益子西部地区 益子町

5 議 事

県土整備部所管事業の再評価

(1) ア 一般国道 408 号 宇都宮市、高根沢町 宇都宮高根沢バイパス

(審議案件)

【委員】

進捗についてお伺いしたいのですが、事業費ベースで 76%進捗ということですが、事業ベースですと今どのくらいの進捗になりますか。

【道路整備課】

供用開始している延長ベースでいきますと、全体区間の 8 割が何らかの形で通れるようになっています。3 期工区以外の区間は通れる形になっています。

【委員】

2 車線で供用開始というのもありましたので。

【道路整備課】

はい。4 車線で整備が終わっているのが 1 期工区になりますので全体の約 4 割。2 期工区は 2 車線のみの供用になりますので、全体で平均すると約 6 割の進捗になります。

【委員】

進捗としては概ね良好だということですね。ただ、事業費がよりかかりそうだということなんです。

【道路整備課】

はい、そうです。

【委員】

まず、事業費増加の理由として、週休 2 日制工事と ICT 施工の導入に伴う工事費の増額というのがあるのですが、それぞれもう少し具体的に、週休 2 日制工事を行うとどういう理由で事業費がこれだけ大きくなるのか教えていただきたいというのが 1 点。

2 点目は、常設足場の追加です。理由としては特に異論はないのですが、なぜ当初から想定されずに、このタイミングでこういう変更になったのかという事情を教えてください。

【道路整備課】

1 点目の週休 2 日制工事ですが、県が公共工事を発注する際には工事の設計積算をするときの積算基準というものがございまして。これは国の方で作成しており、ある程度一律的に決まっているものです。週休 2 日制工事を実施しますと、従来の週休制でやるよりも、労働効率的に非効率な部分が出てきますので、人件費部分で上乗せするという基準となっています。さらに、週休制では 6 日動けるところが 5 日しか動けないとなると、その分稼働率が落ち、工事期間が延びることになります。そうしますと、例えば工事仮設のバリケード等の使用期間が延びて費用が余計にかかる。そういったものを含めて積算基準上割り

増しすることとなっています。こういったものが週休2日制による工事費の増分でございます。

次に、2点目の常設足場につきましては、当初は設置しない方向で検討しておりましたが、今回、県内でも初めて設置することとしたものです。鉄道の上というのは、なかなか点検や維持管理も含めてやりにくいのが実情です。鉄道の上に足場を設けるとなると、実際に電車が止まっているタイミングでしか作業ができず、こちらの現場でいきますと、JR宇都宮線なので、今回の橋の架設工事においても、盆と正月しか施工できないと言われていました。実際の足場設置等の作業においてもそういう制約を受けている中、今回はJRさんの方から御提案いただきまして、常設足場を設けることとしました。将来的な5年に1回の法定点検や維持管理作業に伴う足場設置等の費用を含めたライフサイクルコストや、作業のやり易さなどの優位性を考慮し、導入することとしたものです。

【委員】

なかなかの大事業で、大きい増分なので、多分相当御苦勞されたのではないかと推察します。私も同業なので、価格の上がり方とか雰囲気はわかるのですが、税金を使うので対外的な説明を少し丁寧にしていかないといけないという点で、もう少し資料で補足するか、今までの苦勞をお話いただいた方がいいという趣旨で質問します。

先ほど山田委員から質問があった週休2日・ICT施工に関するところは、まず週休2日の導入がR2の再評価のときに予測できたのではないかと、というところの補足を少しされた方がいいということと、ICT施工を具体的にもう少し話された方がいいという気がします。

物価上昇相当額が一番の支配項目ですが、下の表だけでやっていくと、よく見ると残工程に対しての増分になりますから、2倍以上かかっているのではないかとこの見方もできなくはない。多分違うと思いますが。この表だけだとそのように見えてしまう可能性もあるので、37億円の増分はこういうことなんです、もしくはこの先の増分はこういうことで押さえていますと。リターンがある投資だと思っているので。そこをもう少し補足しないと、数字だけで踊ってしまって誤解を招くかなという気がしました。

私も具体的にこういうふうに表示した方がいいよと言えればいいのですが、多分いろいろな交渉をされてここまできていると思うので、今日は一旦口頭で補足いただいて、もし資料等をつくるのであれば、もう少し資料を補足して公開した方がいいかなと思います。いかがでしょうか。

【道路整備課】

御意見をいただいた部分ですが、週休2日制やICT施工については、令和2年度の前回評価時点では、これらの取り組みが始まったばかりのタイミングだったため、その当時は受注者希望型での発注でした。ですので、発注した後に受注者が「週休2日でやります」とか「ICTでやります」という申し出があれば取り組み可能という形でやっていました。

現在は、ある程度定着して徐々に取り組み率が増えてきたこと、また、県内に ICT 施工機械がある程度普及して固定的に実施できるようになってきたので、今年度からは発注者指定型とし、受注者は必ずやってくださいということにしています。前回評価時は、週休 2 日制も ICT 施工も増えることが不確実であったため、計上していなかったものですが、今後は取り組みとしても強化してやっていくという流れですので、事業費を増額して取り組んでいきたいというものです。

また、御指摘いただいた右側のグラフですが、今回、見やすいように令和 2 年度の前回評価時以降を抜粋したグラフにしています。実際には平成 21 年度から令和 2 年度までの間についても緑色の縦棒がずっと入っており、それが大体 120 億累積で入る形になります。今回は変化が見やすいようにこういう表現にしてみましたので、今後は工夫しながら説明していきたいと思います。御教示ありがとうございます。

【委員長】

よろしいでしょうか。なかなか説明が難しいところがあると思いますし、まだ ICT 施工も取り組み始めたところで、工事費はむしろ増額の方に書いてありますが、長期的には下がっていくのかなという状況かと思います。

また、週休 2 日制は、全体の工期も延びる方向にいくと思います。その分重機とか仮設はより長く使用することになりますし、事務所もその分長くなる。工期が延びることが工事費増加につながっているのかなと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

【道路整備課】

はい、そのとおりでございます。

(1) イ 一般国道 294 号 真岡市 二宮拡幅

(審議案件)

【委員】

私の質問は用地補償費です。現在、令和 6 年度時点の進捗を見ると 3.5 億円で 100% になっていて、今回の事業見直しに伴って、今回の計画で用地補償費が 3.5 億円という額になっている。これは変更ありきで補償費を使用したということになっているのですよね。そういう使い方で大丈夫ですか。

【道路整備課】

はい、そのような形になっています。

【委員】

制度的にはそれで大丈夫なのですね。計画変更を見込んで用地補償費を使用したことになりますよね。

【道路整備課】

はい。全体の事業費の中で用地費と工事費をあわせて精算する形でやっておりますので、最終的に事業費がショートする形にならないければ大丈夫です。

(1) ウ 一般国道 400 号 大田原市 新富町

(審議案件)

【委員】

今回、用地取得にすごく時間を要されていると思います。用地取得に時間がかかってしまうと、用地の補償費の増加だけではなく、結局工事期間がすごく延びてしまうので、また労務単価が上がりましたみたいなことで事業に与える影響が大きいと思っています。今回のスケジュールを見せていただくと、用地取得を5年でやられるつもりが9年ぐらいになります。その理由が、商店や住宅等の補償物件が多いというのは、正直、事業を始められるときにどういった性質なのかかわかっていたと思います。その意味では、今回の延長がというよりは、当初の用地取得のスケジュールの立て方も含めて見直していただく。今後の案件についてということになりますが。性質がわかって苦勞することが見越されているのであれば、もう少し用地取得の期間を長くをとるということもあるのではないかと。再評価のところの時間がかかった理由が、建物が多いとか商店や住宅等がという理由だけだと少し弱い。実際に御苦勞されているのは十分把握しているのですが、それによる影響とのバランスで苦しいんじゃないかというのが正直なところです。今後の案件については御検討いただければと思います。

【道路整備課】

当初の時点でも、ある程度考慮して工程を組んではいるのですが、公共事業ですので、集中投資した上で、早期に整備が終わらせ、事業効果を早期に発現できることを目指していきたくて考えています。今回は8~10年を目安に、目標ということで設定していますが、お話をさせていただいたとおり、状況的に厳しいという部分がありました。

今後設定していくに当たっては、そういった意見も参考にしながら、工期設定や事業区間を短くするといったことも含めて考えていきたくて思います。ありがとうございます。

(2) ア 宇都宮都市計画道路 3・2・101 号大通り外 1 路線 宇都宮市

(審議案件)

【委員】

不勉強なので、公図の混乱というのはどういうことなのか教えてください。

それと、補足で出してくださった資料が一番大事なのかなと思っていて、なぜこれが本編に付いていないのかなと。何か決まりがあるのか。費用が上がった理由や工期が延びた理由がこの評価においては大事だと思っていて、本編の資料にないとなかなか評価が難しい。むしろこっちの方が大事じゃないかと思いました。

【都市整備課】

公図混乱ですが、一言で言いますと、公図をとったときに公図と現地が全く合っていない。要するに、土地の順番が違っているとか。形が違うものについては特段大きな問題はないかと思いますが、人が入っている順番が違う。例えばほかの人が入っている。住んでいるのはAさんとBさんしかいない、だけど公図上はAさん、Cさん、Bさんとある。そういうところも古いところだとあります。あと、ここは大谷からの石切りの線路が道路の中に入っていたりする。石切りの線路が元の公図上には残っているけれど、今は所有者がいない。その境界をどう決めるのか。境界でもめてしまうと、私たちが買う土地の面積が確定できないということがあります。公図混乱地は、公図を直すために皆さんに立ち会いをお願いして、公図として適切なものをまず登記し、そこに対して区切っていくわけです。境界立ち会いについては、公図はしっかりしているけれど、お互いここが境界だというのがもめていたりする。そういったものに対しては、当然うちの方で「ここだ」と決めるわけにいかないのです。お互いの立ち会いによって確認いただいているところです。大谷石の関係で、特殊事情がここは入って時間がかかったということです。

資料のつくり込みの関係ですが、分けたのは理由が1つあります。私たちが委員会資料として外に出す資料は、先ほど別に見せた資料以外の、皆さんの手元にある資料が公表用資料になります。公表用資料だけだと、工程がどうかかわからないとか、お金がどうかかわからないということがございまして、その資料を説明するために説明用として付けています。説明用資料については公表しておりません。そこで仕分けをしているということです。これは様式上そうなっていますので、そのようにさせていただきました。

【委員】

承知しました。前半はとても勉強になりました。恐らく、用地の「混乱」というぐらいですから、計画の段階では想定し得なかったことが本当に起こってしまったということで、「混乱」という言葉なのかなと思います。

後半の話は、多分公表したときに見た方が普通に素朴に思う話だと思っていて、それに対して評価がどのようにされているかということに関心があります。説明は、確かに今のルールはそうかもしれませんが、この事案に限らず少し見直された方がいいんじゃないかという気は正直します。今手元にある資料だけだと、公表された方も何だっけという疑問だけが残って、そこがブラックボックスに映ります。それがルールだと言われれば、ルールを見直す。この場ではないかもしれませんが、考えられた方がいいと思ってコメントさせていただきました。

いずれにしても、よくわかりました。ありがとうございました。

【委員】

再評価の直接的な質問でなくて大変申し訳ないのですが。

この部分は今、LRTが通ることがある意味現実化してきているわけですが、そういうこ

とも踏まえた上でこの街路事業を考えているのか。それとも、まだ決定していないのでそのことは一切関係ないのか。その辺を消費者として質問させていただきます。

【都市整備課】

LRT との関連ですが、こちらは始まりがかなり前になります。そのころ LRT の話は特段なかったわけです。全く組み込まれていないかという話については、当然、横断幅員上には LRT の絵はございませんので、組み込んでいません。

LRT の方も、ここの部分をどうしたいのかというのはまだ公表されていません。我々街路事業は都市計画決定になります。その決定に対しても、LRT がどのように決定していくかという内容がまだ来ていませんので、うちの方ではどのように入るかわからないという状態です。なので、見込んでいるかと言われると、今回の区間に入るかもしれませんが、どういう形になるかわからないので、見込んでいないという回答が多分正解になると思います。

LRTが入ったときにどうするのかという話になりますと、入ったときには、お互いに協議をしながら、こちらの事業を変更するのか、それとも LRT 事業として全体に取り組むのか、少し協議していかないとだめだし、あとは対住民にどのように説明していくのかという問題もございます。どのように組み上げていくかは、まだ市から詳しい話も出ていないので。新聞情報にはここからここまでやりますみたいなものが出ていますが、詳しいことは来ていませんので、それが来次第、どのようにするのか、我々としても当然検討したいと思っています。

【委員】

確認ですが、今後の対応ということによろしいですか。

【都市整備課】

はい。

【委員長】

今の点は非常に重要な御指摘だと思います。ぜひ協議のプロセスなども公開していただければありがたいと思います。

【委員】

今回の私の質問は直接的なものではないのですが。

桜工区で歩道橋の架け替えが延伸のメインの理由ですが、最近ほかの都道府県だと、結構老朽化した歩道橋は、バリアフリーの観点からなくしていく取り組みなどもやられていると思います。先ほどの二宮拡幅もそうでしたが、栃木県では歩道橋はなくしていかないというか、これからも活用していくのか。桜工区は特にどういう方がここの歩道橋を使われているのか。その辺の情報があれば教えてください。

【都市整備課】

まずは桜工区の話からさせていただきます。歩道橋の位置からちょっと東側に桜小学校

がございまして、小学生が通っている通りになります。ですので、委員のおっしゃっているとおり、歩道橋の利用者が見込めない場合は撤去を考えれば済むと思いますが、今度2車線から4車線になってきますので、歩道橋はその位置に付ける。小学生の安全確保の面もございまして、架け替えをやらせていただいています。

栃木県全体として歩道橋をどうするんだという話ですが、歩道橋は、通学が難しいところや、小学校が中心になってくると思いますが、渡る人数が多いとか1回の信号で渡り切れないという理由がある場合に、歩道橋用地を確保しながら付けているところです。場所によっては要らなくなった歩道橋が出てきているのも現実です。そういったものは、再利用する形で別なところで使えば、歩道橋の橋桁だけになりますが、そこを分解して新しく付け替えるということもやっています。

あとは、今は維持管理の時代になりますので、塗り替えと補修等は適切に整備させていただいているところです。以上です。

(3) ア 一級河川 杣井木川 小山市

(審議案件)

【委員】

1点教えていただきたいのは、スライドの10枚目、氾濫区域の想定図がある図です。この調節池と排水機場をつくることによって、想定される氾濫区域がなくなると考えていいですか。

【河川課】

全てはなくなりません。区域にある家屋の浸水被害は防げる計画になっています。但し田んぼや畑の浸水は、軽減はされますが解消されません。

【委員】

家屋は少なくとも守られるということで、農地は仕方がないと。

ちなみに、この氾濫解析は何年確率の大雨で解析しているのでしょうか。

【河川課】

20分の1です。

【委員】

農地ですと基本10年確率で氾濫想定をするので、20年に1回の雨でしたら相当確率が低い雨なので、農地はあふれてしまってもしょうがないのかなと思いますが、家屋を20年確率で守るとするのはちょっと小さいですよ。50年とかで考えた方が、家屋とか人命に関するところはいいのかなと思うのですが。この辺の地域は氾濫が多いところでもあるので、それはしょうがないと考えていいですか。

【河川課】

現在県が管理する河川ですと、大きな河川として例えば思川がございまして、計画時点

では 50 分の 1 です。一方、大河川に流入する支川は、30 分の 1 とか、場合によっては 2 分の 1 という河川もございます。上下流のバランスが必要になってきますので、氾濫の状況とかバランスを見ながら規模を設定しています。

【委員】

今の資料で、4 ページとも絡むのですが。3 ページに市の「集団移転(市事業)」とあるのですが、10 ページの想定浸水被害のところの家屋は、集団移転の家屋も含んでいるのかどうか。その辺はどういう関係になっているのか教えてください。

【河川課】

集団移転の家屋も含んでいます。集団移転は三十数軒の世帯がございまして、移転まで時間がかかるということもあります。市が行う集団移転や、先ほどは申し上げませんでした。が輪中堤の整備も行って、市の行う事業と県の行う事業を併せて地域の安全度を高めていく事業になります。

【委員】

集団移転はいつごろまでに終わるのですか。

【河川課】

集団移転は、令和 11 年までに移転させたいという話を聞いていますが、皆さん都合があるでしょうから、ちょっとわからないかと。

【委員】

一体的な整備ということですね。ありがとうございます。

【委員長】

5 ページのスライドの「現地の詳細な調査」というのは何だったのでしょうか。御説明では、ここは地下水位が計画の池底より高いと言われていています。高いということは、基本的に水浸しになっている状況が想定されるわけです。そういう状況であれば、特に詳細な調査をしなくても、観察ぐらいでわかるかと思えます。それに加えて、ここはすぐ横に河川も流れているので、その水位は河川の水位とかなり関係があると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

【河川課】

調節池については、今、掘り込む形としています。なので、現時点では乾いた地面ですが、黄色い部分、赤い部分を掘り込むと地下水が湧き出る状態になります。

調査については、河川の水位の影響も出てきますので、通年を通した地下水の調査を改めて実施したところなんです。そうしますと、当初目標としていた掘り込む深さ以上に地下水位があることが判明したことから、面積を広げて掘り込む深さを減らして、必要な容量を確保したいというものになります。

【委員長】

なるほど。掘り込んだ上での計画の池底に比べて、地下水位が高いということですか。

【河川課】

はい。

【委員長】

詳細な調査というのは、ボーリングですか。

【河川課】

はい。

(4) ア 県営農地整備事業 益子西部地区 益子町

(報告案件)

【委員】

私の所感を述べさせていただくのですが、圃場整備事業は、狭小な区画を大きくして、ほかにもさまざまな事業をやっているということで、考えられ得る農地整備の全てが入っているかなど。地下かんがいまで入れたというのは特筆に値すると思います。今のところたまねぎやにんじんなどの試験栽培ということなので、せっかく地下かんがいシステムをつくったわけですから、これらの作物に加え、今後は他の価値の高い作物をもやっていった方がいいかなと思ったのですが、その辺の見込みを。最後のところにも園芸作物等の導入とあったのですが、その辺の戦略などは今後どのように立てていくのですか。

【農地整備課】

地下かんがいについては、今年にはんじんの試験栽培をやっている状態で、結構順調に生育したという報告があります。

今後は、そういった成果も含めてうまく活用できることがわかったものですから、それを地区の担い手さんに周知して、先生がおっしゃったように、にんじん以外の作物も作付けできるような形で推進していければと思っています。

【委員】

もう1点確認です。担い手が増えたというところがあって、この地区で自治会がとも連携して農業生産法人を立ち上げたという話を私聞いたことがあるのですが、そのようにして担い手の確保に努めた事例になっているのですか。

【農地整備課】

そうです。担い手さんのうち、1法人が9名からなる生産法人ということで取り組んでいるところなんです。

【委員】

地元の自治会を中心に設立したものですよね。

【農地整備課】

そうです。地域で何とか農業・農地を守っていこうということなんです。

【委員】

ですよね。機運が高まったということも大きかなと思いました。

【委員】

非常に興味深い事業だったので、幾つか質問させていただきたい。

農家のアンケートで、非常にいい事業だと思いますが、逆に「効果がなかった」というのが10%くらいずつそれぞれいらっしゃるのですが、これは、余り直接的に農地がかからなかったとか。何かあればお願いします。

【農地整備課】

元々余り大きな面積ではなかったような方で、大区画で整備したのですが、中には自分で農地をやりたいという小規模農家さんもいらっしゃるものですから、そういった農家さんから見れば、今回の大区画事業はさほど効果がなかったと感じたのかなと思います。

【委員】

やはり大規模化すると、小規模農家はどうするんだという問題がある。

あとは地下かんがいシステムのことです。私は直接専門ではないのですが、このシステムは全域に入れられたのですか。

【農地整備課】

暗渠排水というのはほとんどのエリアでできているのですが、ここについては暗渠排水を利用して地下水位を制御できるものです。試験的に1枚です。暗渠排水を利用するので、水口と入口の部分を改造すればすぐにできるシステムになっていますので、導入についてはそれほど経費をかけずに転換できるものになっています。

【委員】

すごくいいシステムだと思ったのですが、メンテナンスというか、何年ぐらいで入れ替えなければいけないのか。地下にあるのでなかなか更新も難しいのかなとか。あとは、地震とかが起きて断層がずれて壊れるなど、その辺はいかがですか。

【農地整備課】

実はこれは暗渠排水の機能もあるということで、用水をつなげることによって、逆に目詰まりしたものを排除したりすることもできます。地下かんがいシステムは、今後、目詰まり防止など、維持管理をしていく上でもかなり効果的な工法なのかなと考えています。

【委員】

8ページ、管理団体の運営費が増加した理由は。

【農地整備課】

これは、以前は用水組合が管理していたのですが、今回事業をやるに当たって、いろいろ水路を整備したりということで施設を管理していかなければならないので、土地改良区に入りました。土地改良区は、事務員さんとか運営経費がかかるものですから、土地改良区に係る運営経費ということで、ちょっと上がってしまっています。

【委員】

わかりました。全般的に非常に良い事業だと思います。ありがとうございます。

【委員】

細かい点で恐縮ですが、1点確認させていただきます。

3の(5)のスライドで、(写真はイメージ)となっているのですが、この写真はこの案件とは全く別の土地のものなのでしょうか。

【農地整備課】

そうです。別のところですよ。これは水田の管理休耕で、雑草が生えないように水だけ張って休耕するという事です。この地区は管理休耕が今0.8haあるのですが、これは畑の管理休耕になっています。まだ畑作まで手が回らないというところと、連作障害などを回避するために計画的に管理休耕しているところもあります。

【委員】

個人的な意見ではあるのですが、せつかく事後評価ということで、やっていただいた事業についての報告をいただいていると思うので、写真も、この案件の写真の方がイメージがわかりやすい。全く別のものだとちょっと誤解を招くと思います。

【農地整備課】

委員おっしゃるとおりだと思いますので、今後注意したいと思っております。

以上